# 協調

編輯兼發行人　東京市芝區芝公園六號地協調會　町田辰次郎
印刷所　東京市芝區愛宕町三丁目三番地　川口印刷所
發行所　東京市芝區芝公園六號地　協調會
振替口座東京一二三一七〇番
毎月一回十五日發行
定價一部金五錢


## 御挨拶

協調會々長　公爵　德川家達

今回協調會に於きましては、協調精神の普及並びに産業福利運動の徹底を期するために機關紙「協調」を發行することになりました。現下の時勢に於ける本會の使命の重大性に鑑みまして、朝野各位の絶大なる御援助御協力を切に希望する次第であります。

## 發刊に臨みて

協調會常務理事　町田辰次郎

協調會の主義綱領は共の設立趣意書に明かであり、協調精神の説明は協調會宣言に詳論してゐるのでありますが、今日の時勢に於ける協調の解釋に就いて少しく所見を申上げて見たいと思ひます。

即ち協調とは社會各層に於ける人々が、夫々平等なる人格の基礎の上に立つて、相互に自他の立場を理解し尊重すると共に各々協力偕和して、よりよき國家社會の實現の爲に不斷の創造をなしてゆくことを意味するのであります。

從つて協調には凡てのものの價値を認めると云ふことと、その價値は公共の利益、全體の發展の爲に存すると云ふことが前提とされてゐるのであります。個々の存在は貴いのであるが、それが若し全體の調和を破り秩序を紊す時には、その價値は失はれるのであります。個人主義と謂ひ自由主義と謂ひ、他人の利害、全體の調和を無視して自己の勝手氣まゝな振舞が許されるのではなくて、公共の秩序、全體の福祉の爲に個人の能力を最大限に發揮することが約束されてゐるのであります。數年來やかましく叫ばれた統制と云ふことも、個々の存在物を無視して全體を大きくすると云ふことではないと思ひます。全體として調和をとる爲には個人の發展が他人を犠牲にしてはならぬと云ふのが統制の意義でありませう。

斯く考へれば個人主義も全體主義も、自由主義も統制主義も同一の結論に到達するのであります。凡ゆる主義者が涼然一體となつて國家の最大理想の實現の爲に協力偕和することが協調の根心をなすものであります。言換へれば全體の發展の爲に各人が自己の本分を完ふすると云ふことが協調に外ならぬのであります。

協調と云ふ言葉が動もすれば妥協、苟合、更に正邪混淆、善惡二分の折衷思想として輕蔑せらるゝ所以のものは、協調が個人の利害即利己心を基礎に考へられるからであります。個人の利害を基礎にした協調は力の勝利であり、弱肉強食であります。これは非業家の勞務管理にせよ、國家の外交政策にせよ何ら異なるところはないのであります。個人の利害を基礎にした協調は眞の解決ではなく、永遠の對立が約束されるのであります。

眞の協調は公共の利益、全體の發展に對してなすべきものであります。個々の立場を尊敬するのではあるが、それは常に全體を愛すると云ふことが根底に横つて始めてその眞價を發揮しうべきものであります。

この全體を愛すると云ふ心構へさへあれば、個々の問題に就て見解の相違が起つて來ることは決して恐るるに足らぬ、斯かる場合にこそ「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決ス」べきものであります。たゞ個人的利害、又は階級的利害を以て意見を異にするものは永遠に調和の餘地はないのであります。

今日の思想混亂の禍因は要するに各人の精神的態度の問題と、認識如何の問題に歸するのであります。

此の世界的非常時局に際し、殊に急激なる革新思想運動の擡頭して參つた今日に於きまして、我々は國家の發展の爲に更に人類の安寧幸福の爲に、協調精神の徹底を通じて應分の御奉公を爲す覺悟であります。

協調の發刊に臨み一言所懷を申上げて御挨拶と致します。何卒本紙が誤りなき發展を遂げらるゝ樣先輩各位の御指導御鞭撻を仰ぐ次第であります。

## 我國現代世相と協調精神

協調會理事　法學博士　神戸正雄

協調會は元來、勞働者と資本家との關係を調整し、二者の間を融和圓滿ならしめんとして出來たものである。本會成立當時は、我邦に於て世界大戰に惹まれて好景氣を生じ、各種の企業の勃興、利潤の增大著しく、勞働者の之に對する利益伸張の運動が盛んとなり、其結果、勞資の反目、衝突の頻發となり、折角、産業の發展の好機にありながら、其發展を阻碍しやうとしたので、之を防止する爲めに、本會が出來たのである。

爾來、協調會は順調なる發達を遂げ、一方には廣く社會政策的施設の研究調査に力を用ひつゝ、他方、漸次勞資双方の教育、勞資爭議の調停に當り、着々實績を收めて、今は我國に於て拔くべからざる一大勢力となつた。然れども協調會は果して此を以て其使命を果したりとして晏如たり得るか。否。

第一に、近時の非常時局は豫算の大膨脹を生じて、物價の大なる騰貴を齎らした。其の爲め又々勞働爭議を頻繁ならしめつゝある。協調會は當に此秋に於て、其本來の使命に考へ、大に乘出し來つて、此が解決に當らなくてはならない。一方には政府を鞭韃して社會政策的施設を敢行せしめ、他方、勞働者にも資本家にも共爲すべきものを爲し、爲すべからさるものを敢てせざるやうに導かなければならぬ。

第二に、協調會は單に勞資關係の調和だけに其使命を限るべきでない。彼はもつと、根本的に、又、

(二頁下段へ)

4080